

日時 平成24年12月1日（土）19:00～21:25

場所 志津南市民センター（多目的室）

出席者 （会長）中原、（副会長）増田、松本

（町内会長）扇、北尾、斉藤、山本(啓)、小松原、藤田、坂田、岩崎

（グループ代表）小野、山本(和)

（監事）齊藤、谷口（事務局）木村、妹尾、長谷川、徳岡

欠席 清水、山中

〈敬称略〉

議事

1. 会長からの報告・連絡

①まちづくり協議会代表者会について

11月28日にまちづくり協議会代表者会が開催された。11月24日に笠縫東学区まち協が設立され、12月2日に渋川学区まち協が設立されるので、すべての学区地区でまち協が発足することとなる。

＜市の方針として示されたものの説明＞

・協働のまちづくり条例

平成26年4月からの施行を目指して、関係委員会で検討されている。パブコメなどを経て制定されることになる。

・市民センターの運営

平成27年度から、市民センターを「(仮称)地域まちづくりセンター」と改称し、指定管理者制度の導入で、地域による運営を計画している。

現在、市民センター・公民館では、諸証明発行事務、まち協支援、公民館事業、貸館事業等を実施しているが、平成26年度までに庁内協議を進めて指定管理業務を整理し、平成27年度からの指定管理者制度導入を目指している。指定管理者制度導入の前提条件としては、国が進めるマイナンバー制度が施行され、個人カードによってコンビニなどで諸証明が発行されるようになることである。マイナンバー制度の施行が遅れる場合の対応は、別途検討されることになる。

・まち協運営交付金制度

平成25年度からの創設をめざし、検討が進められている。

現在の市民センターの職員は6名体制であるが、平成25年度はまち協で「まち協職員」を1名雇用し、市職員は5名とし、平成26年度は2名雇用し、市職員は4人とする。この雇用に必要な経費および運営経費を交付しようとする制度である。

平成27年度からは指定管理者制度が導入され、全員まち協職員（4名程度になると思われる）となるものである。

・地域一括交付金

現在、従来の補助金事業の内7つの事業が一括交付金化されているが、来年度からは、わんぱくプラザ事業も含めて14の補助金事業が対象となり、合計21の事業が一括交付金化される。

また、一括交付金算定根拠の見直しが検討され、平成27年度からそれに基づき交付される。

・ふるさとづくり交付金

平成24年度から27年度までの期間を限定して、交付される。平成28年度以降はこれに代わり、まち協版提案事業により、地域からの事業計画が承認されれば交付金が交付される。

・その他

上記に関連する事項として、まち協雇用職員制度、指定管理の範囲、まち協職員の指揮系統、センター職員・まち協職員の業務分担、まち協職員の雇用制度などについて、市の方針の説明があった。

- 小松原：ほんとにこのようなことができるのか。素朴な疑問としてどうか。結局、市が地元任せにするものではないか。市民センターがなくなるし。

- 中原：市民センターは「(仮称)地域まちづくりセンター」と改称され、指定管理者としてまち協が運営していくことになる。やっていくかどうかは、まち協で考えていくことであり、あくまで市の方針として受け止めている。代表者会では、各学区地区とも大枠としてはこれでいこうという方向になっている。
 - 北尾：マイナンバー制度は、住民番号制として賛否のある問題であり、どうなのか。
 - 中原：マイナンバー制度は国の制度として創設しようとするものである。諸証明発行は市の事務であり、まち協が実施する訳にはいかず、諸証明発行事務が市民センターからなくなるかと指定管理者制度の導入は実施できない。
 - 齊藤：まち協会長は、無償か。
 - 中原：まち協の役員は無償であるが、まち協職員は時間束縛もあり業務として携わるので、有償である。
 - 小松原：市はこれについての説明会をするのか。また、権限が会長にすべていくのか。
 - 中原：説明会は必要となろう。市民センターの運営については、「(仮称)地域まちづくりセンター」と改称され、まち協が指定管理者となり、まち協会長が責任と権限を持つことになる。
 - 山本(啓)：13学区地区全部一緒に出発か。また地域により人口も違うが、職員の数も各地域で一緒か。
 - 中原：市民センターは平成26年度まで合計6人体制、平成27年度からは諸証明発行事務がないから4人となる。職員にかかる交付金は、一人200万円で検討されているが、その金額の枠内であれば、地域で人数の変更も可能であると思う。なお、全学区地区で同じ額である。
 - 山本(啓)：職員は志津南の人に限るのか。
 - 中原：志津南の人に限るものではない。実施に当たっては、ハローワークで募集する。募集や採用試験については、公平性確保の点からも市の支援がある。
 - 齊藤：市の仕事を住民にやらせることになるのではないか。
 - 中原：そうではなく、いわば地域が使い勝手のよいように自主管理をすることとなる。もう少し詳細の検討はされる部分もあるということである。平成25・26年度は、平成27年度からの指定管理のための助走期間である。
 - 小野：指定管理者制度導入が急に出てきたような話があったが、平成20年8月策定の「協働のまちづくり指針」に、指定管理者制度について書かれていたと思う。ぽっと出てきたものではない。
 - 小松原：過去はともかく、指定管理者制度がどんなものかレジュメをつくって説明があるべきだ。去年まち協立ち上げの議論をしているときは全然話がなかったので、市に要請して欲しい。
 - 中原：これはあくまで市の計画であり、この資料を住民の皆さんに回覧して欲しい。制度の導入に当たっては、必要な説明会などは検討されていくものと考えている。
- ②「みなくさまつり」について
明日、12月2日に開催される。志津南地区まち協として、ボランティア泉と事務局の協力を得て、たこ焼きの模擬店を出すことになっている。
- ③自主防災組織検討委員会について
検討委員会委員に、専門的な立場の方を含めて人選し、自主防災委員長の増田さん、自主防災委員の松崎さん、京都市消防局の谷さん、中根さん、草津市消防団第二分団の白滝さんの計5名の方に依頼した。
- ④衆議院議員総選挙の投票立会人
11月29日までに承諾書の提出を求められたので、理事会で相談することなく、3名の方に依頼した。若草一丁目町内会長の扇さん、若草四丁目町内会長の山本(啓)さん、ふれあい実行委員長の山本(和)さんである。大変ですが、よろしくお願いします。
- ⑤草津市消防団第二分団の年末夜警の激励
12月27日から30日までの4日間、午後9時から青地町の第二分団で激励をすることについて、町内会長に依頼があり、都合のつく7名に分散して行ってもらったこととなった。
- ⑥市民センターの臨時駐車場
交番設置が計画された県の用地であるが、その後市の文化財保管がされていたという経緯がある。今は市が駐車場として借り受けているが、砕石が道路側に落ちて支障があり、来年1月ごろから、不陸をなくし三方をコンクリートで覆うなどの簡易的な工事が施工される。今のところ県からの移管がいつになるかわからない状況なので、この状態がもう少し続くものと思われる。

- ⑦理事会・町内会役員会の議事録が、住民に回覧されていないところがあると聞いている。回覧の徹底をお願いしたい。

2. 各町内会・各グループ・事務局からの報告・連絡

①事務局

- ・次の理事会は、1月5日である。
- ・平成25年度の町内会総会の時間調整が必要になると思われるので、日程を連絡して欲しい。なお、総会資料の作成は事務局も協力するが、原稿等は各町内会で作成されたい。
- ・平成25年度の新役員について、決まり次第名簿を提出願いたい。

②若草五丁目

中央公園の樹木が市によって伐採されたが、五丁目町内会の管理となっているのに連絡がなかった。市によるとまち協会長からの依頼があったという説明だったが、その経緯について説明願いたい。

- 中原：公園内の照明が樹木で隠れ暗くなっているところがあったので、伐採を依頼した。市と現地確認したところ、樹木間の間隔が狭いところもあり、間引くことが必要ということで、市にやってもらった。今回は地域からということで会長として依頼したが、今後は該当する町内会長にも話し、確認の上で進めることとする。なお、町内会長は、公園の草刈・中低木の手入れを委託されているが、管理者ではない。公園の管理者は市役所である。

③若草五丁目

町内会の役員会に民生委員にオブザーバーとして参加してもらっているが、疑問の意見がある。どうなのか。

- 扇：一丁目町内会も毎回参加はしてもらっている。
- 松本：町内会役員には民生委員のことを知っていただきたいので、新年度にごあいさつしている。また、町内の移動届についてお世話になっているので、お願い事項などで必要な時は、役員会に民生委員が出席させてもらえるように、町内会長にお願いするように言っている。ただ、定期的に出席するものではない。また、民生委員は個別支援を基本として活動しているので、会議で話してはならないことがある。その点をご承知願いたい。
- 小野：過去の経験から、民生委員が役員会に出てこない町内会活動ができない様な事は一度もなかった。お互いに必要な協力・協働は日常の活動の中ですることであり、できることである。民生委員から役員会においてお願いしたいことがあれば、出席してもらおうということよい。
- 扇：町内会役員と民生委員との協力は必要である。
- 中原：町内会役員と民生委員との必要な協力関係は松本さんとも詰めていただいて、構築していただきたい。

④ふれあい実行委員会

1月13日9時半から中央公園で左義長を実施する。準備に町内会長・副会長にご協力をお願いする。詳細は次回理事会で説明する。

⑤若草六丁目

町内会会則の改正をされるところがあると思うが、統一すべきところはしていきたいので、若草の町内会長で集まって協議したい。（12月8日に第六集会所で実施となる。）

⑥社会福祉協議会

平和祈念講演会を11月25日に開催し、100名程度の方が参加された。お礼申しあげる。

3. 審議事項

①まちづくり協議会組織の改正について

- 中原：前回の協議を踏まえた修正案について説明したい
- 1) 自主防災組織については、前回の理事会で自主防災組織検討委員会を立ち上げて検討していくこととなったので、来年度も「自主防災委員会」は継続する。なお「自主防災委員会」を「自主防災会会長が委員として参画する団体」と明記する。また、これまでの組織図に「自主防災会」が欠落していたので改めて記載する。

- 2) 地域協働合校推進委員会と子ども会についても、両会長と協議した結果、活動対象とする子どもの範囲がそれぞれで異なるので問題があるということで、来年度も今年度と同様とする。
 - 3) 「若草地区町並み保存委員会」は若草一丁目から八丁目に限定した組織であることから「本部」の一部局とし、「環境美化委員会」を「暮らし安全G」に入れ、「環境保全G」を廃止する。それに伴い、「暮らし安全G」を「暮らし安心G」に名称変更する。
 - 4) 現行の「集会所管理委員会」を「若草地区集会所管理委員会」として再編し、「本部」の一部局とする。
 - 5) 「広報局」を「広報委員会」に戻し、「ふれあい実行委員会」「人権教育委員会」をそれぞれ「ふれあい推進委員会」「人権教育推進委員会」に名称変更する。
 - 6) 「少年補導委員会」を構成団体に加え、「子ども育成G」に入れる。
 - 7) 「ボランティア スクールガード」「NPO若草の家」「志津南公民館」は、それぞれ、ボランティアであること、NPOであること、公的機関であることという理由で、構成団体から外す。
 - 8) 複数のグループに入れていた「民生委員・児童委員協議会」と「健康推進員連絡協議会」を「地域福祉G」のみに、「小学校PTA志津南地域部」を「子ども育成G」のみとする。
 - 9) 環境美化委員会と交通防犯委員会の統合については、唐突に進めることに異議があり、現行通りとする。
- 山本(啓)：改正することについては、その理由・いきさつを明確にしてほしい。
 - 中原：みんなの納得を得て改正していきたいので、そのようにする。修正案についてどうか。
 - 小松原：町内会役員に防災委員を入れてほしい。
 - 中原：防災担当委員を選任しているところとそうでないところがあり、この組織図には入れない。それぞれの町内会会則で決められていることである。
 - 藤田：前回の理事会で、修正案について各町内会役員会において協議するよう指示があり、その協議した結果の報告を踏まえないで、修正案が出てきているのはおかしい。町内会役員会の協議の結果の反映はどうか。
 - 中原：この修正案にはそれを反映しているので、問題はないと考えるが、再度各町内会役員会でこの案を協議していただき、次回の理事会で審議することとする。
- ②本日予定していた「まち協会費の件」や、「ふるさとづくり交付金事業」「集会所の将来構想」「CATVの有効活用」等については、次回の理事会で審議する。

以上